恒

# 髙和果公報

**発** 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 2 0 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	~	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課)	1
○種畜証明書の交付	(畜産振興課)	2
○保安林の解除の予定	(治山林道課)	2
○保安林の解除	( " )	2
○道路の区域変更 (3件)	(道 路 課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	3
公 告		
○林業種苗生産事業者講習会の実施	(林業改革課)	3
○都市計画の決定の図書の縦覧	(都市計画課)	3
高知県公安委員会告示		
○警備員等に係る検定の実施		3
高知県選挙管理委員会告示		
◎告示(その病院の長、老人ホームの長	、身体障害者支	
援施設の長及び保護施設の長を不在者	「投票管理者とす	
る施設の指定)の一部改正	〈1・30掲示〉	5
落札公告		
○落札者等の公告 (2件)	(公営企業局	
	県立病院課)	5
告	ŧ	

## 高知県告示第94号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

(2) 届出者の住所

- 東京都台東区上野七丁目14番4号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ア ダイレックス南国店

南国市篠原187番1ほか

イ 手芸センタードリーム南国店

南国市篠原187番1ほか

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 大嶌 秀 昭	佐賀県佐賀市高 木瀬町大字長瀬 930番地
小野株式会社	代表取締役 小野 兼 資	香川県高松市塩 屋町14-5

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年10月1日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,979平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数 85台
- イ 駐輪場の収容台数 42台
- ウ 荷さばき施設の面積146平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 16.75立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時
小野株式会社	午前10時	午後7時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数2 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 帯
- (ア) ダイレックス株式会社24時間
- (イ) 小野株式会社午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日 平成26年1月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

Н

## 高知県告示第95号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

種畜証明書番号	検査年 月日	名前 (登録・登記番号)	家畜 の種 類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び 氏名
11254006367	平26· 1·29	若山桜 (全和褐221)	牛	褐毛 和種	平20· 11·13	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11260955284	平26· 1·29	栄司 (全和褐原113)	牛	褐毛 和種	平22 · 11 · 12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11334950238	平26· 1·29	山霧 (全和2012子高褐 72)	牛	褐毛 和種	平24· 6·29	1級	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

## 高知県告示第96号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 土佐市宇佐町竜字崎山612の12
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由道路用地とするため

## 高知県告示第97号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所 土佐清水市以布利字シリカイ1117の116
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## 高知県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安田東洋
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田 受ケ288番		前	5. 6	606
安芸郡安田 島石520番		後	5. 8	606

斑

## 高知県告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒海 字下モ谷7.		前	5. 2	175
幡多郡黒瀬 字ニヤ38番		後	5. 2	175

#### 高知県告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年2月18日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区	1 1 - 7 -	更前 勇の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町市町 川字下毛地565額 から	·   E	前	4. 9	275
幡多郡黒潮町市野川字コゴゼ山83 2まで	9番	发	6. 1	275

#### 高知県告示第101号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の経覧に供する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画道路(3・4・6号高知南国線)

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

高知市大津字穂咲田の一部

南国市南小籠字村田、字西野寄、字井上、字神内、字杉添、 字茂祐及び字福留の各一部

南国市篠原字西野々の一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課、高知市役所及び南国市役所

## 公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成26年3月12日 (水)	高知市丸ノ内二丁目 1 -19
午前9時30分から午後4時30分	高知県職員能力開発センタ
まで	- 203会議室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、 ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布す る目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もう とする者

- 3 林業種苗生産事業者講習会の内容
- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講手数料

14,000円 (種苗生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申 込書」という。) に高知県収入証紙を貼り付けて納付するこ と。)

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を平成26年3月3日(月) までに住所地を管轄する林業事務所(中央東林業事務所嶺北林 業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林 業振興事務所)に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部林業改革課、各林業事務所及び中央 東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組 合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部林業改革課(電話番号088-821-4602)

······

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により黒潮町から都市計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成26年2月18日

高知県知事 尾﨑 正直

1 都市計画の種類

幡東都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 縦覧場所

高知県十木部都市計画課及び黒潮町役場

## 公安委員会告示

## -----

## 高知県公安委員会告示第2号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成26年2月18日

高知県公安委員会委員長 山﨑 實樹助

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
  - 交通誘導警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
- (1) 検定の実施日及び開始時間

平成26年5月29日(木)午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場

- 3 検定の実施予定人員
- 30人
- 4 受検資格者

~

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90 パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に 合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所に おける負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所に おける負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- 6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

平成26年4月21日(月)から同月25日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあっては住所 地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあっ てはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出す ること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

- (3) 提出書類等
- ア 検定申請書 1通
- イ 県内に住所を有する者にあっては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあっては、いずれも提出することを要しない。)
- ウ 写真 (検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ メートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記 載したもの) 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の 額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す ること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

- 8 検定の実施に関し必要な事項
- (1) 受検時の服装

警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。

- (2) 持参品
- ア 受検票
- イ 筆記用具
- ウ 警笛(実技試験に使用するので、本人が使用しているも のがあれば持参すること。)
- エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等) 又は運 動帽
- オ 雨着(雨天時に使用する。)
- カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)
- 9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

₩

## -----

## 選挙管理委員会告示

#### 高知県選挙管理委員会告示第5号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者 支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部を次のように改正す る。

平成26年1月30日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

有料老人ホームやまむら 高知市下島町11番地7

を

有料老人ホームやまむら	高知市下島町11番地7
特別養護老人ホーム絆の広場	高知市一宮南町一丁目 4 番75号

に改める。

## -----

## 落 札 公 告 ------

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号)第11条及び高知県公営企業局特定 調達契約事務取扱規程(平成7年高知県企業局管理規程第9号) の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱 規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次の とおり落札者等について公告する。

平成26年2月18日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量 生体モニタリングシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年12月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号
- 5 随意契約に係る契約金額 55,860,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1 項第8号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程(平成7年高知県 企業局管理規程第9号)の規定により例によるとされている高知 県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第 8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年2月18日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量 電動ベッド一式 221組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日 平成25年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所 四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号
- 5 落札金額

第9617号	45,941,700円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 政令第6条の公告をした日 平成25年11月8日	
鞍		
公		
肾 7		
展		
- 平		
月18日 (水曜日)		
平成26年2月18日		